

第3号議案

小山栃木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に
ついて

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

令和8(2026)年1月29日

栃木県都市計画審議会会長 大 森 宣 暁

都政第313号

令和8(2026)年1月22日

栃木県都市計画審議会

会長 大 森 宣 暁 様

栃木県知事 福 田 富 一

小山栃木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に
ついて

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1
項の規定により、次のように審議会に付議します。

小山栃木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

計画書 計画書は別冊のとおり

位置図

